

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第738号	干魚肥料粉末	魚類粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0	なし	直島漁業協同組合 香川郡直島町834 番地5	令和10年5月16日